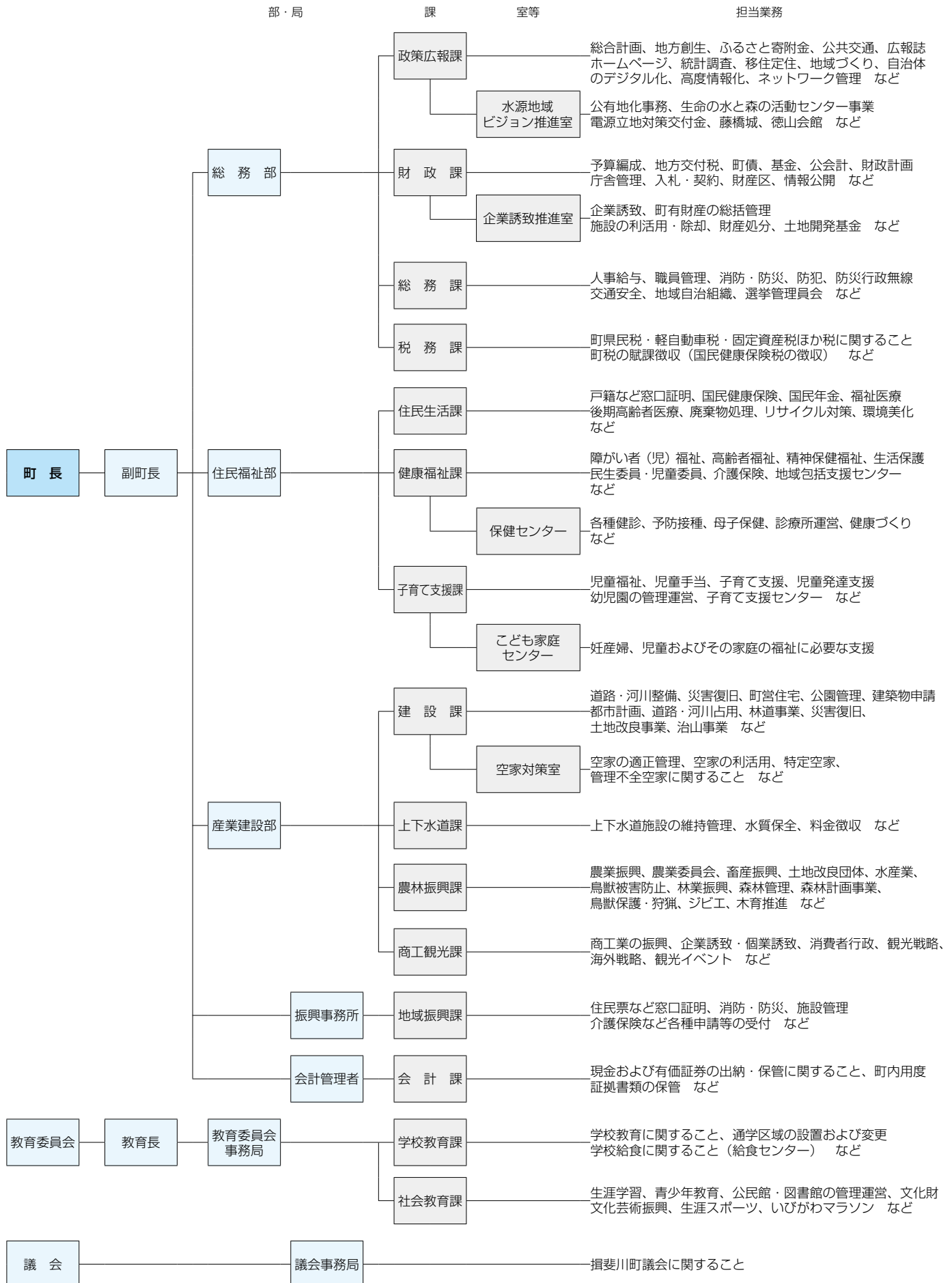


令和8年度 揖斐川町人事異動 (4月1日付けの係長級以上の異動者と新採用者)

氏名	新職	前職
部長級		
栗田 俊彦	住民福祉部長	住民福祉部 次長兼健康福祉課長兼地域包括支援センター長
小森 明	産業建設部長兼公営企業経営対策監	産業建設部 次長兼建設課技監
次長級		
高橋 直樹	総務部 次長兼財政課長	産業建設部 次長兼商工観光課長
竹山 信博	総務部 次長兼総務課長	総務部 総務課長
土屋 和久	総務部 次長兼税務課長	総務部 税務課長
藤原 弘	住民福祉部 次長兼住民生活課長	会計管理者
森田 健司	産業建設部 次長兼建設課長兼空家対策室長	岐阜県
竹中正和	産業建設部 次長兼建設技監	産業建設部 建設課長
岡部 治久	産業建設部 次長兼上下水道課長	産業建設部 上下水道課長
古野 清明	会計管理者兼会計課長	会計課長
課長級		
清水 善之	住民福祉部 健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼地域医療確保対策監	住民福祉部 健康福祉課 主幹
増元 洋成	産業建設部 農林振興課長	産業建設部 農林振興課 主幹
山本 大貴	産業建設部 商工観光課長	産業建設部 商工観光課 主幹
佐竹 弥生	教育委員会 学校教育課長	岐阜県
中川 幸治	教育委員会 社会教育課長	教育委員会 社会教育課 主幹
松久 秀紀	議会事務局長	教育委員会 社会教育課長
鷺見 孝之	谷汲振興事務所長兼地域振興課長	谷汲振興事務所 地域振興課 主幹
横平 淳	春日振興事務所長兼地域振興課長	住民福祉部 住民生活課長
高橋 良尚	久瀬振興事務所長兼地域振興課長	谷汲振興事務所長兼地域振興課長
林 貴義	藤橋振興事務所長兼地域振興課長	産業建設部 建設課 主幹兼空家対策室長
増田 裕子	住民福祉部 子育て支援課 いび幼児園 園長(課長級)	住民福祉部 子育て支援課 いび幼児園 園長(主幹級)
主幹級		
岡崎 康成	総務部 政策広報課 主幹	総務部 政策広報課 課長補佐
松居 佑樹	総務部 政策広報課 主幹	総務部 政策広報課 課長補佐
細野 朋洋	総務部 財政課 主幹	総務部 財政課 課長補佐
松尾 和由	総務部 総務課 主幹	総務部 総務課 課長補佐
加納 和貴	総務部 総務課 主幹	総務部 総務課 課長補佐
後藤 竜介	産業建設部 建設課 主幹	産業建設部 建設課 課長補佐
矢野 陽一郎	産業建設部 農林振興課 主幹	産業建設部 農林振興課 課長補佐
宗宮 孝臣	産業建設部 農林振興課 主幹	産業建設部 農林振興課 課長補佐
宮腰 美和	教育委員会 社会教育課 主幹	教育委員会 社会教育課 課長補佐
宇佐美 みゆき	谷汲振興事務所 地域振興課 主幹	総務部 総務課付(課長補佐級)(養基小学校・養基保育所組合派遣)
林 幸世	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 副園長(主幹級)	住民福祉部 子育て支援課 とも家庭センター 保育士(主幹級)
課長補佐級		
土本 雅代	総務部 総務課 課長補佐	総務部 総務課 係長
山本 智代	総務部 税務課 課長補佐	総務部 税務課 係長
吉田 美貴	住民福祉部 住民生活課 課長補佐	住民福祉部 住民生活課 係長

氏名	新職	前職
田村 美千子	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター 課長補佐	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター 係長
松原 由美子	住民福祉部 健康福祉課付(課長補佐級)(揖斐広域連合派遣)	住民福祉部 健康福祉課付(係長級)(揖斐広域連合派遣)
瀬川 泰子	住民福祉部 子育て支援課 課長補佐	住民福祉部 住民生活課 課長補佐
立木 秀和	産業建設部 建設課 課長補佐	産業建設部 建設課 係長
原 武弘	産業建設部 商工観光課 課長補佐	住民福祉部 健康福祉課 地域医療確保対策室 係長
植山 まりこ	教育委員会 学校教育課 課長補佐	岐阜県
菅原 昌志	教育委員会 社会教育課 課長補佐	住民福祉部 子育て支援課 課長補佐
二宮 焦	春日振興事務所 地域振興課 課長補佐	産業建設部 農林振興課 係長
廣瀬 佳代子	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 保育士(課長補佐級)	住民福祉部 おじま幼児園 保育士(係長級)
石原 知里	住民福祉部 いび幼児園 保育士(課長補佐級)	住民福祉部 いび幼児園 保育士(係長級)
細野 真由美	住民福祉部 たにくみ幼児園 保育士(課長補佐級)	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 保育士(係長級)
小川 恵子	住民福祉部 子育て支援課 揖斐川子育て支援センター 保育士(課長補佐級)	住民福祉部 子育て支援課 揖斐川子育て支援センター 保育士(係長級)
係長級		
河本 聖子	総務部 総務課付(係長級)(養基小学校・養基保育所組合派遣)	春日振興事務所 地域振興課 係長
松原 沙織	住民福祉部 健康福祉課 係長	住民福祉部 健康福祉課 主査
細野 佳奈	教育委員会 社会教育課 係長	総務部 政策広報課 係長
中島 恵	教育委員会 社会教育課 揖斐川図書館 係長	藤橋振興事務所 地域振興課 係長
川本 美和	教育委員会 社会教育課 揖斐川健康広場 係長	教育委員会 社会教育課 揖斐川図書館 係長
堀 篤	谷汲振興事務所 地域振興課 係長	(役職定年)
馬 潤 真二	藤橋振興事務所 地域振興課 係長	(役職定年)
小川 敏貴	坂内振興事務所 地域振興課 係長	教育委員会 社会教育課 揖斐川健康広場 係長
今井 るみ	坂内振興事務所 地域振興課 係長	藤橋振興事務所 地域振興課 係長
磯川 淳子	住民福祉部 子育て支援課 おじま幼児園 保育士(係長級)	住民福祉部 子育て支援課 たにくみ幼児園 保育士(係長級)
成瀬 友紀	住民福祉部 子育て支援課 揖斐川子育て支援センター 保育士(係長級)	住民福祉部 子育て支援課 たにくみ幼児園 保育士(係長級)
新採用		
河合 涼太	総務部 政策広報課 主事	
北村 亮汰	総務部 税務課 主事	
桐山 晴樹	住民福祉部 住民生活課 主事	
岡崎 英里	住民福祉部 健康福祉課 主事	
永山 真規子	産業建設部 農林振興課 主事	
所 ひなの	教育委員会 学校教育課 主事	
笠原 聡太	教育委員会 社会教育課 主事	
花木 結加	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 保育士(主事級)	
馬場 玲奈	住民福祉部 いび幼児園 保育士(主事級)	
川瀬 彩乃	住民福祉部 きよみず幼児園 保育士(主事級)	
吉田 萌花	住民福祉部 おじま幼児園 保育士(主事級)	
岡部 怜香	住民福祉部 たにくみ幼児園 保育士(主事級)	

令和8年度 揖斐川町行政組織図



令和8年度資源回収実施予定について

各地区の小中学校などにおいて次のとおり資源回収を実施します。ご協力をお願いします。
なお、天候などにより日程が変更になることがありますので、ご注意ください。

■回収するもの

新聞紙、雑誌、段ボール、布など(エコステーションでは、ペットボトルキャップも回収します)

■小・中学校日程

北和中学校・北方小学校(合同開催)	揖斐小学校	小島小学校
5月17日(日)、11月15日(日)	5月30日(土)、10月17日(土)	5月10日(日)、11月1日(日)
揖斐川中学校	谷汲中学校・谷汲小学校	
8月22日(土)、令和9年3月13日(土)	随時回収	

■いびがわみずみずエコステーション(Tel.22-1732)日程

①回収時間 10時～15時
②回収場所 揖斐川町白樫 内田木材工業
③実施日 4月25日(土)、5月23日(土)、6月27日(土)、7月25日(土)、8月29日(土)、9月26日(土)、
10月31日(土)、11月28日(土)、12月26日(土)、令和9年1月30日(土)、2月27日(土)、3月27日(土)

■いびがわエコドームの資源ごみ回収は、積雪による屋根の破損により、当面の間中止します(再開の日程が決まり次第お知らせいたします)。

缶類、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、各地区の集積所へ、決められた日に搬入をお願いします。
新聞、雑誌、段ボール、衣類は、お近くの資源回収ボックスの利用をお願いします。

資源回収の時間や詳しいお問い合わせは、各団体へお願いします。

なお、令和8年度資源回収実施予定は、町ホームページでも確認できます。

☎ 住民生活課 Tel.22-2788

倒壊などのおそれがある空家の除却工事費用の一部を補助します

地域の良好な生活環境の保全と住民の安心な暮らしを確保するため、老朽化して倒壊などのおそれがある危険な空家の除却を行う者に対し、工事費用の一部を補助します。

- 1. 申請者** 空家の所有者若しくは相続人または当該空家が存する土地の所有者若しくは相続人とする。
- 2. 対象となる空家**
空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家またはそれに準ずる地域の自治会から除却要請がある空家のうち、次の全てに該当する空家とする。
 - ①国、地方公共団体または独立行政法人等が所有権を有していないもの。
 - ②個人が所有するもの。
 - ③所有権以外の権利が設定されていないものまたは空家等の除却について所有権その他権利を有する者の同意を得ているもの。
 - ④管理が行き届いておらず、空家である期間がおおむね1年以上のもの。
 - ⑤損壊等により、道路や周辺の家屋等に支障を来すおそれのあるもの。
 - ⑥道路改良その他公共事業による移転または建替えの補償対象となっていないもの。
 - ⑦店舗、倉庫、小屋、納屋、公民館、集会施設、神社、寺院の除却でないもの。ただし、専用住宅と併設されているものは除く。
- 3. 対象となる工事**
 - ①補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いまで完了するもの。 ②全部を除却するもの。
- 4. 対象にならない工事**
 - ①補助金の交付決定日の前に着工したもの。 ②門扉および塀の撤去に係るもの。
 - ③他の公的な制度による補助金等の支給を受けているもの。
- 5. 補助額・上限額**
 - ①補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) ②上限50万円
- 6. 注意事項**
 - ①工事着工前に申請すること。
 - ②施工業者は、建設業法第3条に規定する土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている業者に限る。
- 7. 受付開始**

5月1日(金)

※受付件数に限りがあります。また、補助にあたり条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

☎ 建設課 Tel.22-2801

こども食堂支援事業費補助金の交付団体募集

こどもの健やかな成長を育むとともに、こどもたちの交流を目的として食事の提供等を行う「こども食堂」を運営する団体に対し、予算の範囲内において「揖斐川町こども食堂支援事業費補助金」を交付することとし、令和8年度の補助金交付団体を次のとおり募集します。

1. **申請期間** 5月1日(金)から5月29日(金)まで
2. **対象団体** 以下の要件を全て満たす団体とします。
 - ・こども食堂を1年以上継続して実施する意思および能力を有すると認められること。
 - ・揖斐川町内に活動拠点を有すること。 ・組織および運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
 - ・政治的または宗教的な活動を目的とする団体でないこと。 ・活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
 - ・町税を滞納していないこと。 ・暴力団、暴力団員等に該当しないこと。
3. **対象事業** 以下の要件を全て満たす事業とします。
 - ・揖斐川町内で実施するこども食堂であること。
 - ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもをはじめとする多様かつ複合的な困難に直面しているこどもを主な対象とすること。
 - ・こどもに対し、調理した食事の提供のほか、学習支援やレクリエーション活動の場の提供等を行うこと。
 - ・こども食堂を原則として月1回以上または夏休み期間中に8日以上実施すること。
 - ・実施1回当たりにおいて、こどもに対し、のべ5食以上の食事を提供すること。
 - ・1食当たりの料金は無料または食材費等の実費相当額とすること。
 - ・日頃からこども家庭センター等の相談機関や学校等との連携を図り、支援が必要なこどもおよび保護者を発見した場合は適切な対応を図ること。
4. **補助金の限度額等**
 - ①新設または拡充されるこども食堂事業(開設経費補助) 600,000円
 - ②こども食堂事業(運営経費補助) 300,000円

※申請書類および補助対象経費等については、町ホームページで確認してください。
 ※申請に当たっては、必ず子育て支援課に事前相談を行ってください。相談時に活動内容を詳しくお伺いします。
 ※審査の結果、補助金交付団体として認められないこともあります。
 ※補助金交付団体からの申請額の合計が令和8年度予算額を上回る場合、補助金交付決定額は、各団体が希望する金額を下回ることがあります。

☎ 子育て支援課 TEL22-2791

保育士等修学資金貸付制度のご案内

揖斐川町立の幼稚園(保育所型認定こども園)等で保育士として勤務する意思のある学生に対して、返還免除規定のある修学資金を貸付け、大学等での修学を支援します。

1. **対象者** 以下のいずれにも該当する方
 - (1)大学、短期大学で保育士・幼稚園教諭の養成課程に在学している方
(全国の大学等を対象にしていますので、町内に住民票がない方も利用できます。)
(卒業時に保育士資格・幼稚園教諭免許の両資格・免許を取得していることが必要です。)
 - (2)卒業後、揖斐川町立の幼稚園等で保育士として勤務し、引き続き5年以上勤務する意思のある方
(町立幼稚園等の勤務にあたっては揖斐川町職員採用試験を受験していただきます。)
2. **貸付金額** 月額5万円、無利子で最長2年間(120万円を限度とします。)
3. **募集人数** 3名 所得要件は設けていません。
4. **返還の猶予** (1)大学等に在籍しているとき
(2)卒業後1年以内に町立幼稚園等に勤務し、引き続き勤務を続けているとき
(3)災害、病気、負傷等やむを得ない理由により返還が困難であると町長が認めるとき
5. **返還の免除** (1)町立の幼稚園等に保育士として5年以上勤務した場合
(2)対象者の死亡または心身の故障により業務に従事できなくなった場合
※上記「返還の猶予」および「返還の免除」に係る条件等を履行できなかった場合は、全額修学資金を返還していただきます。
6. **申込期限** 5月1日(金)～5月29日(金)
7. **申込方法** 申込書類一式と論文(1,200文字以内)を提出
(様式等は5月1日(金)から子育て支援課で配布。町ホームページからダウンロードもできます。)
8. **選考方法** 提出いただいた論文の審査のほか、面接試験および教養試験を実施のうえ、厳正に審査・選考を行います。



☎ 子育て支援課 TEL22-2791

犬の登録と狂犬病予防接種集合注射のおしらせ (春日・久瀬・藤橋・坂内地区)

狂犬病予防法により、飼い犬には、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。揖斐川町では次の日程で犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、最寄りの会場で受けてください。現在、台帳に登録されている飼い主の方には、別途はがきでご案内しますので、当日必ずご持参ください。

- 対象犬 生後91日以上全ての犬(室内犬、小型犬問わず)
- 料金 新規登録 1頭あたり 6,500円(新規登録料:3,000円+注射料金:3,500円)
登録済犬 1頭あたり 3,500円(注射代2,950円+注射済票発行手数料550円)
※昨今の原材料費・人件費等の高騰により、注射代が300円上がります。

- 【注意事項】
- ・飼い主・住所など登録事項の変更や、犬が死亡したときは、事前に変更届を出してください。
 - ・鑑札・注射済票をお持ちの上、揖斐川町役場住民生活課または各振興事務所地域振興課までお越しください。
 - ・狂犬病予防注射の会場などでのフンは、飼い主が始末してください。

地域	月 日	実施場所	実施時間	地域	月 日	実施場所	実施時間
久瀬	5月26日 (火)	公正公民館前	10:00~10:20	春日	5月28日 (木)	滝集会所付近	10:00~10:10
		大西精工前(樺平)	10:25~10:35			榎多目的集会所付近	10:20~10:25
		外津汲集会場前	10:40~10:50			上ヶ流製茶工場前	10:30~10:40
		日坂公民館前	11:05~11:20			下ヶ流多目的集会所前	10:50~11:05
		榎原集会所前(森下・丸戸坂)	11:35~11:45			香六班消防車庫前	11:15~11:25
		小津公民館前	13:10~13:30			旧春日公民館前	11:35~11:45
		久瀬振興事務所前	13:40~14:00			高齢者コミュニティセンター前	12:50~13:10
坂内	5月27日 (水)	諸家三叉路	10:00~10:15			揖斐川町ふれあいバス 古屋停留所付近	13:30~13:35
		坂内生活改善センター前	10:30~10:40			春日振興事務所前	13:50~14:00
		川上集会場前	11:00~11:15				
		広瀬集会所前	11:25~11:50				
藤橋	5月27日 (水)	藤橋振興事務所駐車場	13:00~13:25				

※登録者への案内ハガキは、注射日の2週間ほど前に発送します。ハガキの内容をお確かめの上、お越しください。
※動物病院で注射を打つ場合でも、病院にハガキをご持参ください。

- ☎ 揖斐川町役場 住民生活課 TEL22-2788
- 春日振興事務所 地域振興課 TEL57-2111
- 藤橋振興事務所 地域振興課 TEL52-2111
- 久瀬振興事務所 地域振興課 TEL54-2111
- 坂内振興事務所 地域振興課 TEL53-2111

メタバース相談室事業「西美濃地域メタバース相談室」を始めます

「孤独だ」、「人に会うのが怖い」、そう感じることはありませんか。
西濃の市町合同で、メタバース上の相談の場を設置します。メタバースとはインターネット上の仮想空間で、キャラクターを使って、人と顔を合わせずに交流することができます。

仮想空間で、アバターを通じて誰かと同じ空間にいたり、チャット等でお話したりしませんか。

交流日は、市町の紹介や各種案内のほか、クイズや座談会を行います。話さずに、空間にいただけでも大丈夫です。ご自身のペースでご参加ください。

相談日は、チャットや音声で保健師や社会福祉士等に相談できます。

※事前申込制です。下の二次元コードから大垣市のHPにつながります。そこからご希望の日の申込みをしてください。

※申込みには、ニックネーム等が必要です。

【5月~7月の開催日程】

メタバース交流日

月	15:00~17:00	19:00~21:00
5月	19日(火)	28日(木)
6月	3日(水)	18日(木)
7月	2日(木)	17日(金)

メタバース相談日【1回50分・時間帯予約制】

月	15:00~17:00	19:00~21:00
5月	21日(木)	29日(金)
6月	10日(水)	25日(木)
7月	9日(木)	24日(金)

<申込二次元コード>



☎ 健康福祉課 TEL22-2790

木造住宅の耐震対策支援を行っています

今後起こり得る地震災害に備え、地震に強い安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震対策支援を実施しています。

●木造住宅耐震診断事業

「耐震診断」とは建物が持つ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。耐震診断を実施することで、お住まいの木造住宅の耐震性能を確認することが可能です。この機会に実施してみたいかでしょうか。
※当事業では「一般診断法」による耐震診断となります。

- 対象となる木造住宅 補助対象となる住宅は次のとおりです。
 - ①一戸建て、長屋および共同住宅(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)
 - ②店舗併用住宅の場合は、延べ面積の半分以上が住宅として使用されているもの
- 申請者の負担額 無料
- 受付棟数 10棟
- 受付期間 5月1日(金) ※先着順となりますのでご了承ください。

●木造住宅耐震改修工事補助事業(補強)

前年度までに耐震診断を実施し、その結果、「倒壊のおそれあり」とされた住宅の補強改修工事を所有者が実施するにあたり、経費の一部を補助するものです。

- 対象となる改修工事 ①岐阜県木造住宅耐震相談士が耐震改修に関する設計および工事監理を実施する工事。
②改修工事によって建物評点が一定以上となることが見込まれる工事。
ただし、町承諾後の着工で事業年度内に工事が終了し、支払い完了できること。
- 補助金額 対象工事費の最大61.5%
(最大208万9千円。改修の方法により、補助金額が変わりますので、詳しくはおたずねください。)
- 受付開始日 5月1日(金) ※受付件数に限りがあります。
補助にあたり条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

●木造住宅耐震改修工事補助事業(除却)

前年度までに耐震診断を実施し、その結果、「倒壊のおそれあり」とされた現に居住している一戸建て住宅の除却工事を所有者が実施するにあたり、経費の一部を補助するものです。

- 対象となる除却工事 除却工事費(除却設計・工事監理費含む。)
ただし、町承諾後の着工で事業年度内に工事が終了し、支払い完了できること。
- 補助金額 対象工事費の23%(最大97万8千円)
- 受付開始日 5月1日(金) ※受付件数に限りがあります。
補助にあたり条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問 建設課 Tel.22-2801



かっぱの河太郎を窓口に設置しました



芽室町公式フェイスブックでは町の情報をどんどんお届け!

「派遣、2年目となりました。」
 昨年度より、北海道芽室町へ派遣中の岩崎孔希です。派遣2年目の春を迎えました。十勝平野の圧倒的な農業スケール、芽室町民のチャレンジする姿勢などに驚かされた1年目。現在は、芽室町の魅力を創造する行政の仕組みや、官民連携のスピード感を深く学んでいます。
 揖斐川町と芽室町は「自然との共生」という共通点がありますが、十勝のスマート農業やブランド化への意識の高さには日々刺激を受けています。一方で、外からの視点を得たことで、揖斐川町が持つ豊かな水資源や歴史文化といった固有の価値も改めて再認識することができました。
 今年度は両町の友好都市提携20周年という大きな節目です。先人が築いた交流の歴史を大切に守りながら、芽室で得た「攻めの姿勢」と「揖斐川の強み」を融合させ、帰任後に還元できるように残りの任期も両町の懸け橋として全力で走り抜けます。
 (芽室町魅力創造課 岩崎)

めむろだよ

Information Room

**揖斐川町職員を募集します
〔令和9年度採用〕**

揖斐川町では、次のとおり職員を募集します。

○一般行政(大学・短大卒業程度)

令和9年4月1日現在において満30歳以下の方で、大学・短期大学を卒業または令和9年3月卒業見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満22歳以上40歳以下の方で、通算して3年以上社会人経験がある方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、管理栄養士の資格を有する方、または令和8年度内に資格取得見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

○応募資格
令和9年4月1日現在において満40歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和8年度内にその登録見込みの方

1次試験

日時 6月28日(日)

場所 揖斐川町役場

内容 教養試験、事務適性検査ほか

1次試験発表

7月中旬

2次試験

8月上旬

最終合格発表

9月上旬

受付期間中に次の書類を役場総務課まで提出してください。

- ・試験申込書(役場総務課備え付け)
- ・履歴書(A3サイズの市販の履歴書を用い、カラー写真を貼付)
- ・卒業(見込)証明書
- ・有資格者の場合は免許証等の写し

総務課

TEL 22-2113



子育て支援センター職員(子育て援助活動支援アドバイザー)の募集

揖斐川町では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

職種

子育て援助活動支援アドバイザー(ファミリー・サポート・センターアドバイザー)

勤務場所

揖斐川子育て支援センター

応募資格

子育て親子の支援に関して意欲のある者

雇用期間

6月1日(令和9年3月31日まで)

給与 時給1292円

勤務時間等 月(金曜日) 8時30分～16時30分

募集人数 1名

応募方法 履歴書(市販の用紙)に必要事項を記入の上、子育て支援課へ提出してください。

申し込み期限 5月15日(金)必着

子育て支援課 TEL 22-2791

揖斐川クリーンセンター職員の募集

揖斐川町では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

職種 施設管理人

勤務場所 揖斐川クリーンセンター

業務内容

揖斐川クリーンセンターでの受付・施設管理・重機運転を含む軽作業

応募資格 フォークリフト運転技能講習終了証およびシヨベルローダー等運転技能講習終了証を有する者

雇用期間

6月1日(令和9年3月31日まで)

勤務時間 月(金曜日) 8時30分～16時30分

給与 時間給1,263円

募集人数 1名

応募方法

履歴書(市販の用紙)に必要事項を記入の上、役場住民生活課環境衛生係窓口へ提出してください。

申し込み期限 5月15日(金)

住民生活課 TEL 22-2788

Information Room

町有地除草ボランティアを募集します

町有地の草刈りを実施していただける方を募集します。町有地を適正に維持していくため、皆さまのご協力をお願いいたします。

申請方法

町ホームページで詳細をご確認いただき、「町有地除草ボランティア申請書」に必要事項をご記入の上、提出してください。

対象

- ・個人または地域住民で構成する団体
- ・町に住民登録がある18歳以上の方
- ・刈払機などを適正に使用できる方
- ・心身とも健康な方

除草箇所

- ・和田南町営住宅跡地
- ・旧春日中学校グラウンド
- ・旧名鉄揖斐線廃線路敷
- ・エコドーム東
- ・旧徳山ダム管理所跡地

募集期間

5月11日(月)～5月22日(金)

※応募者多数の場合は抽選とします。

報酬 30円/m(除草、集草、処分)

※刈った草を指定の事業者で処分した場合、町で処分費を負担します。

その他

・町で有償ボランティア保険に加入します。

企業誘致推進室 TEL 22-6851

Information Room

令和8年度留守家庭児童教室 (夏休み期間)の入室申請について

令和8年度留守家庭児童教室(夏休み期間)への入室を希望される保護者の方は申請をしてください。

対象児童

町内在住の小学校一年生～六年生の児童のうち、保護者の就労等の事情で、昼間に児童の面倒を見ることができない家庭の児童で、左記要件を全て満たしていることが必要で

- ①月に15日以上就労等していること
- ②就労等により保護者(祖父母等含む)が昼間留守(おおむね朝8時から午後3時以降まで)となる児童で、開設場所まで児童を送迎できる家庭

開室期間・時間

- ・7月21日(火)～8月26日(水)
- ・8時～18時(土・日・祝日、8月13日、14日は除く)

利用料金

- ・利用料 9000円(7・8月利用)
- ・保険料 4500円(ひと月のみ)
- ・保険料 800円
- ・利用料・保険料は9月14日(月)に口座振替します
- ・別途「おやつ代」として1000円が必要で

申請及び提出方法

- ①入室希望者：役場子育て支援課
- 窓口または各留守家庭児童教室で申請書類を入手し、必要事項を記入の上、役場子育て支援課窓口へ提出
- ②既入室者：申請不要で利用が可能

その他

申請書類は、揖斐川町ホームページからもダウンロードできます。

受付期間

5月11日(月)～5月29日(金)
 子育て支援課 TEL22-2791

Information Room

みんなでつくる「小さな一歩」 応援事業への申請団体募集中!

地域の特性や資源などを活かして、地域の課題を解決し、地域を元気にする新たな取組みを行う団体を支援するため、補助金を交付しています。応募を検討される団体の方は、お早めにご相談ください。

対象事業

- 【一般事業】
 - ・地域の課題を自分たちで解決しようとする事業
 - ・地域資源を活用したまちづくり事業など
- 【地域づくり特別事業】
 - ・課題解決のために実施する事業
 - ・地域資源の活用のために実施する事業など

補助対象者

町で定める要件を満たす団体

補助金額

- 【一般事業】
 - ・1事業につき上限20万円
 - ・補助率10分の10以内
- 【地域づくり特別事業】
 - ・1事業につき上限50万円
 - ・補助率2分の1以内

※予算の範囲内で、審査の結果をふまえて、額を決定します。
 政策広報課 TEL22-2112

Information Room

ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

○ブロック塀等撤去補助事業

老朽化や劣化したブロック塀等は、地震等により倒壊する恐れがあります。倒壊による事故を未然に防ぐため、撤去費用について補助を実施しています。

■対象となるブロック塀等

- ①国・県道および町管理道路(通学路を含む)に接していること
- ②道路地盤面から高さ60cm以上であること

※私道および民地境のブロック塀等は対象外

■補助対象の工事

- ①道路地盤面からの高さを40cm以下に切り下げる、もしくは撤去する工事
- ※原則、同一敷地内の道路に接面する場所にあるブロック塀等は全て工事対象とすること
- ②前面道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合は後退範囲内において全撤去とする

■補助額・上限額

- ①補助対象事業費の2分の1
- ②上限10万円

■注意事項

- ①補助した同一敷地内の道路に接面する場所に再度災害につながる恐れのあるブロック塀等を設置しないこと

- ②工事着工前に申請すること
- ③施工業者は、建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者に限る

※受付件数に限りがあります。
 ※補助にあたり条件がありますので、詳細はお問い合わせください。
 建設課 TEL22-2801

Information Room

障がいに関する相談

日常生活での困り事や障がい福祉サービスなどについて、相談支援事業者による巡回相談および身体障害者相談員による相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。
 ※事前に電話予約が必要です。

■日時

- 5月12日(火)
- ①10時～ ②11時(1件約50分)

■場所

- 揖斐川町役場 第1会議室(1階)
- 健康福祉課 TEL22-2790

Information Room

岐阜県からのお知らせです

自動車税の納期限は6月1日(月)です。必ず納期限までに納めましょう。詳しくは自動車税の納税通知書(5月7日発送)をご覧ください。
 岐阜県自動車税事務所
 TEL058-279-3781

3月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。
皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



あわの さよこ 小夜子さん
95歳(小島)



もりもと みさこ 森本みさこさん
95歳(北方)



たかはし たかし 高橋卓さん
95歳(東横山)

※次の方はお名前のみ掲載させていただきます。

たかはし ひさこ 高橋久子さん(乙原)
100歳

たかはし コスエさん(小島)
100歳

Information Room

シルバー人材センターからのお知らせ

■秋からの剪定予約受付開始

9月からの剪定作業の予約受付を、5月18日(月)より開始します。年内に実施可能な件数は100件程度です。ご希望の方はお電話でお申し込みください。尚、作業月の指定、会員の指名は出来ませんのでご了承ください。また、8月までの剪定については、随時受付しています。

■お仕事の受付

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りのことがあります。たら、まずはお電話でご相談ください。

(仕事例)

- *草刈り・草取り *庭木剪定
- *襖・障子・網戸張り *社内清掃
- *資源ゴミ等の分別 *軽作業
- *病院等の付き添い
- *家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、買い物、片付け等)

その他の仕事もお問い合わせください。

■会員募集

令和8年度の会員を募集しています。60歳以上で就業の機会をお探しの方は、お気軽に『事業および入会説明会』にお越しください。

《今月の事業および入会説明会》

5月12日(火)、27日(水)

10時~(約1時間) ※要予約

④(公社)揖斐川町シルバー人材センター

Tel 23-0907

Information Room

よりよい川づくりのため
河川愛護モニター募集

国土交通省中部地方整備局では、河川整備、河川の利用、河川環境に関する地域の皆さんの要望を十分把握するとともに、河川愛護思想の普及啓発を図るため、河川愛護モニターを委嘱しています。

令和8年度についても、木曽川上流河川事務所河川愛護モニターを募集します。皆さんのご応募をお待ちしております。

■募集期間 5月7日~5月13日まで

■募集人員 4名(予定)

■応募資格 20歳以上で木曽川上流河川事務所管内の河川(揖斐川、根尾川)の近隣にお住まいの方

川に接する機会が多く河川愛護に関心のある方

■手当 未定

(参考)令和7年度月額4,580円
■委嘱期間 令和8年7月1日~令和9年6月30日まで

(ただし、制度改正等により期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。)

④国土交通省木曽川上流河川事務所
占用調整課

Tel 058-251-1326

○詳細は、木曽川上流河川事務所

ホームページ <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/> をご覧ください。

go.jp/kisojyo/ をご覧ください。

Information Room

こぶき大学学級生募集

町では、生涯学習の一環として社会教育学級「こぶき大学」を、6月から年間8回実施しています。

皆さんで楽しく学習できるように、さまざまなテーマの講座を計画しておりますので、お誘いあわせの上ぜひお申し込みください。

■対象 おおむね60歳以上の方

■場所 主に地域交流センター

■内容 体を動かして健康体操、発声してリズムを楽しむなど

■年会費 1,000円

※申込用紙は、役場3階社会教育課および、各振興事務所にあります。

④社会教育課 Tel 23-0124

